

食品安全委員会（第781回会合）議事概要

日 時:令和2年5月19日(火) 14:00~15:10

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 7名出席

動画配信の視聴者:報道3名、行政機関10名、一般6名

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・家畜伝染病予防法施行令及び同法施行規則の一部改正について

→農林水産省から説明

本件については、伝染性疾患の名称を変更するものであり、食品の安全性確保とは直接関連のない形式的な改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正について

→厚生労働省から説明

本件については、家畜伝染病予防法の伝染性疾患の名称が変更されることに伴う改正であり、食品の安全性確保とは直接関連のない形式的な改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・飼料添加物 1品目
サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正について

→農林水産省から説明

本件については、

①今回意見を求められたサリノマイシンナトリウムの成分規格の改正は、飼料添加物製剤の力価及び製造方法を変更するものであって、飼料への最終的な添加量を変更するものではないこと。

②サリノマイシンナトリウムについては、既に当委員会の食品健康影響評価において、許容一日摂取量を0.005 mg/kg体重/日と評価しており、この評価に影響を与える新たな知見は得られていないこと。

③製剤に添加される賦形物質については、既に当委員会において、通常飼料として家畜に給餌されているものであり、「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度は明らかである」と評価していること。

から、今回の改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・薬剤耐性菌 1品目（評価要請の取下げ）
安息香酸ビコザマイシン（動物用医薬品）

→農林水産省から説明

農林水産大臣から食品健康影響評価要請が取り下げられたので、これを認め、調査審議を中止するようWGに指示することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 5品目
JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ
ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-00X17-5（飼料）

→農林水産省から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-00X17-（食品）
JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ
JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ

→厚生労働省から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

- ・プリオン 1品目
「ドイツ・フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」

→厚生労働省から説明

本件については、プリオン専門調査会で審議することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・動物用医薬品「酢酸トレンボロン」に関する審議結果の報告と意見
- ・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・薬剤耐性菌「家畜に使用するビコザマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「家畜にビコザマイシンを使用することにより選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。